

大学院科目担当に係る業績審査委員会の設置について

【科目名】 博士前期課程 基幹科目

「人事管理論特論」（1 年次対象 春学期開講科目 2 単位）

【対象者】 中川 宗人 准教授

上記は「青森公立大学大学院科目担当教員について」の1の(1)②に基づき、研究科教授会内に審査委員会を設置し、審査対象者の業績審査を行う。

青森公立大学大学院科目担当教員について

大学院の教育研究上必要と認められるとき、以下の基準により専任教員の大学院科目における授業科目及び研究指導の担当を定める。

1 博士前期課程科目の担当

(1) 授業科目(「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」)を担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

① 教授

② 研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた准教授・講師。審査基準は大学院設置基準第 9 条 1 の基準に準拠するものとし、別に定める。

(2) 「課題研究指導」を主査として担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた教授、准教授とする。審査基準は大学院設置基準第 9 条 1 の基準に準拠するものとし、別に定める。

2 博士後期課程科目の担当

(1) 授業科目(「特別研究科目」「総合演習科目」)を担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた教授、准教授とする。審査基準は大学院設置基準第 9 条 1 の基準に準拠するものとし、別に定める。

(2) 「論文作成研究指導」を主査として担当するのは、経営経済学研究科の専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有し、研究科教授会に設ける審査委員会の審査により適任とされた教授とする。審査基準は大学院設置基準第 9 条 1 の基準に準拠するものとし、別に定める。

3 審査委員会の構成

各項に係る審査委員会は研究科教授会構成員からなる 3 名とし、選出の手続きは別に定める。研究指導(「課題研究指導」「論文作成研究指導」)に係る審査委員会の委員は、原則として、当該課程の研究指導担当者とする。

4 審査の併合

同一教員に係る審査委員会は、その審査を併合することができる。

5 非常勤講師の科目担当

非常勤講師の大学院科目担当については、本規定に準じるものとする。

6 この決定は 2009 年 10 月 1 日より適用する。「学部本務教員の大学院科目担当委嘱について」(2006 年 1 月 11 日教授会決定)は廃止する。2009 年 10 月 1 日現在、大学院科目を担当している者は、なお従前の例による。

以上

「青森公立大学大学院科目担当教員について」における審査基準について（申し合わせ）

各項の審査委員会の審査基準を以下のように定める。

【博士前期課程における准教授・講師の授業科目担当】

1 第1項(1)②に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における修士または博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）。
- (ロ) 専門科目の教育歴を3年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）
- (ハ) 研究書あるいは教科書としての単行著書を有すること、または公表論文を3編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

【博士前期課程の「課題研究指導」担当】

2 第1項(2)に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）
- (ロ) 専門科目の教育歴を3年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）。
- (ハ) 研究書としての単行著書を有すること、または公表学術論文（掲載予定を含む）を3編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

【博士後期課程の授業科目担当】

3 第2項(1)に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）
- (ロ) 専門科目の教育歴を3年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）。
- (ハ) 研究書としての単行著書を有すること、または公表学術論文（掲載予定を含む）を3編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

【博士後期課程の「論文作成研究指導」担当】

4 第2項(2)に係る審査の審査基準：

- (イ) 担当科目に係る分野における博士の学位を有すること。（またはそれに準ずること）
- (ロ) 専門科目の教育歴を5年以上有すること。（非常勤講師の経験は、内容により考慮する）。
- (ハ) 研究書としての単行著書を有すること、または公表学術論文（掲載予定を含む）を5編以上有すること、もしくはそれに準ずる業績を有すること。（共著、共同論文は、内容により考慮する）。
- (ニ) 専門分野の国内外の学会またはそれに準ずる研究会等で、複数回報告をしていること。

以上